

よくあるお問い合わせ

Q1 過去にも補助金を活用したことがあるが、再度、活用することは可能か。

A1 過去の補助対象整備部分と重複をしていなければ活用できます。

Q2 転換病床や削減病床は1床からでも補助申請できるのか。

A2 1床から申請できます。補助の事業内容は交付申請の前に地域医療構想調整会議で合意を得る必要があります。

当該事業は、転換や削減の際に発生する施設整備費等に対して補助を行うため、費用が発生しない場合は補助の対象外となります。

Q3 地域医療構想調整会議での合意は交付申請の前までに実施しなければならないのか。

A3 当該事業の要項上、補助対象事業の要件として、「地域医療構想調整会議において了承を得られたものに限る」とされていることから、事前に合意を得る必要があります。地域医療構想調整会議の開催時期等は管轄の保健所に御確認をお願いいたします。

Q4 不足する病床機能から不足する病床機能への転換は補助対象となるか。

A4 当該事業は限られた財源をもとに、地域毎に必要な病床機能を確保するために実施していることから、不足する病床機能のさらなる不均衡を助長することは事業の趣旨に反するため補助対象外となります。

なお、同じ病床機能への転換についても、不足する病床機能の増に繋がらないため、補助の対象外となります。

Q5 リハビリテーション専門職人件費に対する補助の考え方については、いかがか。

A5 以下のとおりとなります。

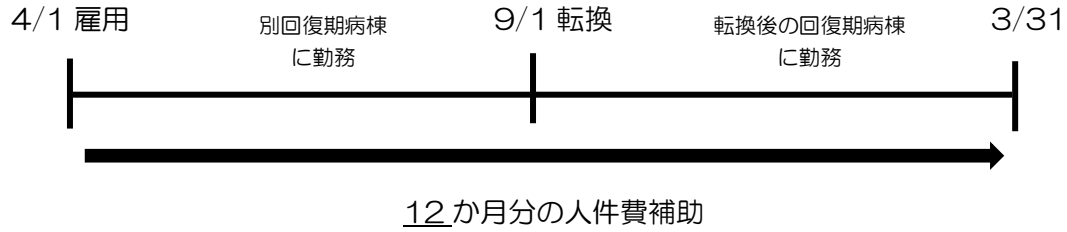
- ①回復期病床への転換に伴うリハビリテーション専門職の新規雇用に対して補助を行う。
- ②人件費の対象は、病床転換予定日の6か月前までに新規に雇用した職員とする。
- ③補助対象期間は、病床転換年度（4月1日から翌年3月31日）の間に当該職員が回復期病棟に勤務した月数分とする。

※当該職員が、転換前の急性期病床等回復期病床以外に勤務していた月は補助対象外となります。

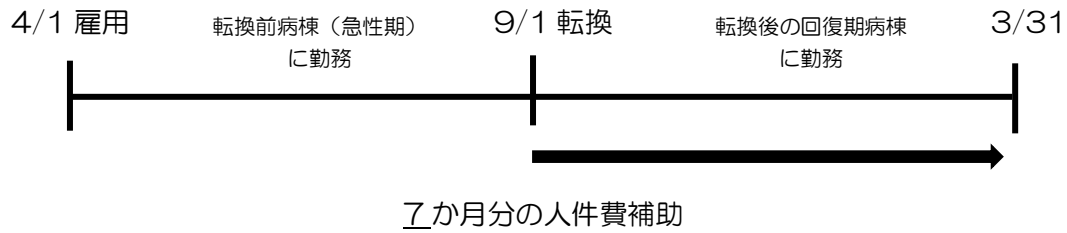
※補助対象の可否の詳細については、別添資料を御確認ください。

別添

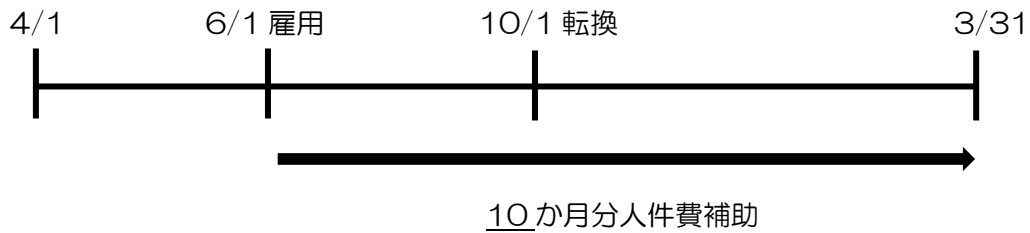
パターン①



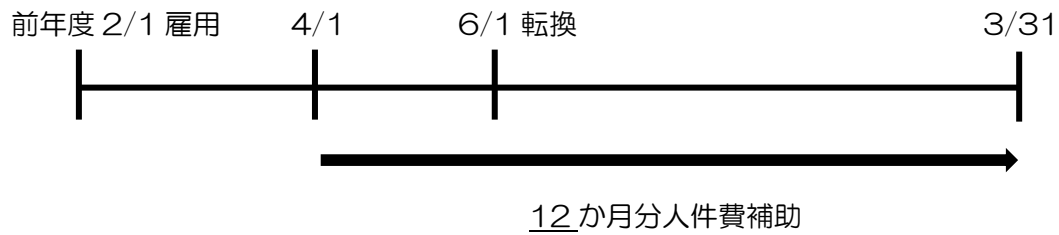
パターン②



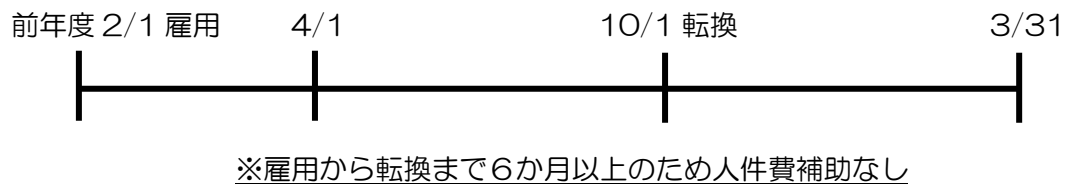
パターン③



パターン④



パターン⑤



パターン⑥

